

○新型コロナウイルス感染症に係る小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱

令和2年3月25日

規程第10号

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により業績が悪化した小規模事業者（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者をいう。以下同じ。）が、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が行う小規模事業者経営改善資金の融資（以下「マル経融資」という。）を利用する場合に、その利子を補助する利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付することにより、当該小規模事業者の円滑な業績の回復を推進し、経営の安定を図ることを目的とする。

(交付対象融資等)

第2条 利子補給金の交付の対象となる融資（以下「交付対象融資」という。）は、感染症の特例措置に係るマル経融資（マル経融資を拡充するため、別枠で設けられた1,000万円以内の融資部分に限る。）とする。

2 交付対象融資の額は、交付対象融資に係る金銭消費貸借契約（以下「契約」という。）に定める借入金額とする。

3 利子補給金の交付の対象となる期間（以下「交付対象期間」という。）は、契約に定める借入利子の1回目の支払日の属する月から起算して3年間を限度とする。

(交付対象者)

第3条 利子補給金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 交付対象融資を利用する小規模事業者であること。
- (2) 市内に事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる者であること。
- (3) 小山商工会議所、間々田商工会、小山市美田商工会又は桑絹商工会（以下「商工団体」という。）の経営指導を受け、契約を誠実に履行している者であること。

と。

(4) 市税の滞納がないこと。

(利子補給金の額)

第4条 利子補給金の額は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間に交付対象者が公庫に対し支払った交付対象融資に係る借入利子（返済遅延により加算された延滞利息分を除く。以下「交付対象利子」という。）の額又は当該交付対象利子に0.5%を乗じ、当該交付対象利子に係る年利率で除した額（1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）のいずれか低い額とする。

(交付手続の委任)

第5条 利子補給金の交付を受けようとする交付対象者（以下「委任者」という。）は、公庫から交付対象融資の実行を受けるに当たって推薦を受けた商工団体に対し、新型コロナウイルス感染症に係る小規模事業者経営改善資金利子補給金委任状を提出し、利子補給金の交付申請、交付請求、受領、報告その他利子補給金の交付に関する手続について委任するものとする。

2 委任者は、前項の規定により委任した商工団体（以下「受任商工団体」という。）に対し、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 個人（法人）情報の取扱に関する同意書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付申請等)

第6条 受任商工団体は、前条第1項の規定による委任を受け、委任者が利子補給金の交付の要件を満たすと認めるときは、新型コロナウイルス感染症に係る小規模事業者経営改善資金利子補給金交付申請書及び新型コロナウイルス感染症に係る小規模事業者経営改善資金利子補給金対象者リストに、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 交付対象利子に係る支払証明書の写し

(2) 交付対象融資に係る支払済額明細書の写し

(3) 前条第2項の規定により委任者から提出された書類の写し

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、利

子補給金の交付の可否を決定し、新型コロナウイルス感染症に係る小規模事業者経営改善資金利子補給金交付決定通知書又は新型コロナウイルス感染症に係る小規模事業者経営改善資金利子補給金不交付決定通知書により、当該受任商工団体に通知するものとする。

(交付請求等)

第8条 前条の規定により利子補給金の交付決定を受けた受任商工団体（以下「交付決定商工団体」という。）は、交付対象期間満了までの間、毎年度市長が指定する期日までに、新型コロナウイルス感染症に係る小規模事業者経営改善資金利子補給金交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、相当と認める場合は、速やかに当該交付決定商工団体に対し、利子補給金を交付するものとする。

(交付決定者に対する利子補給金の交付)

第9条 交付決定商工団体は、前条の規定により利子補給金の交付を受けたときは、速やかに当該交付決定に係る委任者（以下「交付決定者」という。）に利子補給金を交付するとともに、新型コロナウイルス感染症に係る小規模事業者経営改善資金利子補給金交付完了報告書を市長に提出しなければならない。

(交付決定者の報告義務)

第10条 交付決定者が交付対象期間内において、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を交付決定商工団体に報告しなければならない。

- (1) 契約が解除となったとき。
- (2) 交付対象融資に係る償還方法に変更があったとき。
- (3) 交付対象融資の一部又は全部の繰上償還を行ったとき。
- (4) 交付決定者の所在地若しくは住所又は名称若しくは氏名に変更があったとき。
- (5) 利子補給金の振込先金融機関の口座の変更があったとき。
- (6) 交付決定者について、支払停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。
- (7) 交付決定者が営業の廃止若しくは変更、若しくは解散の決議をしたとき、若

しくは清算手続に入ったとき。

(8) 交付決定者が死亡したとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、利子補給金の交付決定に係る重要な変更があったとき。

2 交付決定商工団体は、前項の規定による報告があったときは、新型コロナウイルス感染症に係る小規模事業者経営改善資金利子補給金変更届により直ちに市長に届け出なければならない。

(報告及び調査)

第11条 市長は、利子補給金の交付に関し必要と認めるときは、交付決定者及び交付決定商工団体（以下「交付決定者等」という。）に対し報告を求め、又は調査することができる。

2 交付決定者等は、前項の規定により市長から報告又は調査を求められたときは、これに協力しなければならない。

(利子補給金の返還等)

第12条 市長は、交付決定者等が次の各号のいずれか（交付決定商工団体にあつては、第3号又は第4号）に該当すると認めるときは、第7条の規定による利子補給金の交付決定を取り消し、既に交付した利子補給金があるときは、その全部又は一部について返還を命ずることができる。

(1) 交付決定者の責めに帰すべき事由により契約を解除されたとき。

(2) 契約を誠実に履行していないと認められたとき。

(3) 偽りその他不正の手段により利子補給金の交付決定又は交付を受けたとき。

(4) 法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき又は市長の指示に従わないとき。

(様式)

第13条 この要綱に規定する新型コロナウイルス感染症に係る小規模事業者経営改善資金利子補給金委任状等の様式は、別に定める。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。